

新居浜市航路改善協議会設置要綱

(設置)

第1条 大島～黒島航路（以下「航路」という。）の課題を把握及び分析し、航路及び航路経営の将来見通し、運営の改善方策等について検討することにより持続可能な運航形態についての、住民、航路事業者等関係者との合意形成を図るために、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する協議会として、新居浜市航路改善協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 航路の航路経営診断等による課題の把握及び分析に関すること。
- (2) 航路改善計画（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第45条に規定する計画をいう。）の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大島地区の住民を代表する者
- (2) 大島地区以外の住民を代表する者
- (3) 四国運輸局海事振興部離島航路活性化調整官
- (4) 愛媛県地域交通活性化推進会議を所管する愛媛県の課所室長
- (5) 財務会計分野において学識経験のある者
- (6) 新居浜市経済部長
- (7) 新居浜市企画部総合政策課長

(8)その他市長が特に必要と認める者

3 委員は、協議会が存続する間、その職を有する。

4 委員が第2項各号に掲げる職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長の任務)

第4条 会長は、副市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ開催し、原則として公開する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、新居浜市営渡海船を所管する課で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。